

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 告知対象外となる傷害：疾病一覧
※以下については、疾病として告知対象となります。
脊髄の捻挫・骨折、脱臼、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰痛症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性筋断症（ギョリ腰）、半月板損傷、はな指（手指屈腱腱鞘炎）、肩関節炎、関節内障害、変形性関節症、頭蓋外傷後遺症、脳挫傷

質問1、2の回答のいずれかが「はい」の場合：お引受けできません。

質問1、2の回答のいずれも「いいえ」の場合：お引受けします。

次のいずれかに該当しますか（ケガおよび正常分娩による入院・手術・再検査等[※]は除きます）。

①告知日（ご記入日）現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等[※]をすめられているか。

②告知日（ご記入日）より過去2年以内に病気で、継続して1日以上入院したことがあるか。

※再検査等とは、医師から過去2年以内に手術などの受検の指示を受けたもの、がん、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。

現在加入しているお客さまは、特定疾病・症状について保険金をお支払いしない条件で加入している場合があります。新たに加入いただいたり契約の更新や、加入し直した際の「特定疾病の発生」に表裏される疾病コードに属する疾病・症候群^{※1}については、保険金をお支払いしません。各疾病コードに属する疾病・症状について、引受保険会社のホームページ「健康相談窓口」または「告知のご案内」にて「告知のあり」（普通保険約款・特約）または「加入者証」に引受保険会社のホームページへ、右記のQRコードからアクセスいただけます。

※1 対象対象となる疾病コードと医学上の因果関係が認められる疾病・症状については対象外となります。

※2 QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



職業名・職種名

職業名・職種名	
0-11	研究者・研究員
技術者（技術・監督を含みます。）	
0-21	金型精造、科学工業、食品、農業、電気
0-22	鉱山
0-23	航空機（飛来する方法を除きます。）
0-24	土木、建築
0-25	船舶
0-26	上記以外の技術的な業務に従事する方
0-31	教員・教師・講師
医療保健技術者	
0-41	医師（開業を含みます。）、歯科医師
0-42	薬剤師
0-43	獣医師
0-44	保健師、助産師、看護師（登録を含みます。）
0-45	マasseur・指、指圧師、はり師、きゅう師、気功・氣道整復師
0-49	上記以外の技術的、専門的な医療、保健衛生の業務に従事する方
0-51	芸術家・芸術家
0-61	職業スポーツ選手
その他の専門的職業従事者	
0-71	弁護士
0-72	農林員、税務、検事、司法書士、行政書士等
0-73	公認会計士
0-74	税理士、社会保険労務士、弁理士、中小企業診断士、技術士、調理士等
0-75	記者、編集者（戦中のみには除きます。）、文芸家、若手芸評論家、公設活動に従事する方、社会福祉事業に関する専門的な業務に従事する方、カメラマン（戦中のみには除きます。）、写真家（撮影技術、勘定を含みます。）、機械士（機械設計、設計、製造を含む。）、土地開発調査士、不動産管理士、不動産投資士、不動産鑑定士
0-76	参事・教員、島根県、島根県、大浜線、スノーインストラクター、ゴルフインストラクター、ウェルネスインストラクター、自動車教習所教員、ピア・リハビリ、上記以外の専門的な業務に従事する方
1-11	経営的職業従事者
1-21	人事労務従事者
1-31	作業的業務員
1-41	商品販売従事者
1-91	その他の販売従事者
2-11	農林作業
2-21	漁業作業
2-31	林業作業
2-41	林業作業
2-51	その他の農林業作業
2-61	漁業作業
2-71	林業作業
3-11	製造業従事者
3-21	船舶運送従事者
3-31	自動車運転者
航空機従事者	
3-41	客室乗務員、航空機整備員
3-51	その他の運送従事者
3-61	通信従事者
4-11	金属材料製造作業
4-21	金属加工作業
4-31	金属機械加工組立・組立作業
製造機械・、修理工業	
4-41	組立作業、修理工業、自動車修理工
4-42	船舶組立
4-51	造船、北米機械組立・修理工業
4-61	その他の機械組立・修理工業
5-11	製糸・紡績作業
5-21	織造・縫製作業
5-31	木竹・皮革・紙製品製造作業
5-41	プラスチック・紙製品製造作業
5-51	印刷・製本作業
6-11	ゴム、プラスチック製品製造作業
6-21	かわ・皮革製品製造作業
6-31	窯業、土石製品製造作業
6-41	窯業、土石製品製造作業
6-51	化学製品製造作業
7-11	建設作業（陸上）
7-12	建設作業（海上）
7-21	気象観測、機械・土木建設機械運転作業
7-31	電気工
7-41	技術助成
7-91	その他の技術士、生産工程作業
8-11	保安職業従事者
8-21	家事サービス従事者
8-31	個人サービス従事者
8-91	その他のサービス従事者
9-11	家事従事者、上記のいずれにも入らない方

(注) 航空機乗組員または航空機使用事業・自家用航空機乗組員の方は、代理店・扱者または引受保険会社にご照会ください。

団体総合生活補償保険（MS&AD 型）健康状況告知書質問事項

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

●「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。
●「団体総合生活補償保険（MS&AD 型）」にお申込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。
この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
●「疾病病状」または「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。
●下記の質問事項には、被保険者（補償の対象者）ご自身がご答えください。
（※）告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。
●下表に記載がある傷病や疾病については告知不要です。

親介護一時金・休業以外用

※「親介護一時金・休業」「親介護一時金支払特約」および「親の介護による休業補償特約」は「親介護一時金・休業専用」をご確認ください。

告知対象外となる傷病・疾病一覧

●ケガ※
●生後分娩
※以下については、疾病として告知対象となります。
脊髄の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、わちうら症、脊椎症、腰痛症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰膝分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、変性性腰痛症（ギックリ腰）、半月板損傷、ばね指（手指関節腱鞘炎）、骨関節炎、関節内肉、変形性関節症、頸部外傷後遺症、脳後傷

「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「疾病補償」のセットが含まれている場合は、下記の質問1、2につきご回答ください。
質問1、2の回答のいずれかが「はい」の場合：お引受けできません。
質問1、2の回答のいずれも「いいえ」の場合：お引受けします。

質問1

次のいずれかに該当しますか（ケガおよび正常分娩による入院・手術・再検査等※は除きます）。
①告知日（ご記入日）現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等※をすめられている。
②告知日（ご記入日）より過去2年以内に病気で、継続して14日以上入院をしたことがある。
※再検査等とは、医師から病気になる際手術のために受ける指示を受けたものを含む。精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。
※「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「本人介護補償」にお申込みの方は質問3にご回答ください。

質問2

告知日（ご記入日）より過去2年以内に以下のいずれかの病状と医師に診断されたり、医師による検査・治療（投薬を含みます）を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。
①「がん」、上皮下がん、
②糖尿病、「高血糖症」、「耐糖能異常」
③精神の病状（アルコール・薬物依存を含みます）
※検査結果が異常ならなかった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。

「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「本人介護補償」が含まれている場合は、下記の質問3につきご回答ください。
質問3の回答が「はい」の場合：「本人介護補償」はお引受けできません。
質問3の回答が「いいえ」の場合：「本人介護補償」をお引受けします。
※病状・症状名が判明しない場合は、病状・症状名が判明するまではお引受けできません。

質問3

※「本人介護補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「疾病補償」にお申込みの方は質問1、2にもご回答ください。
次のいずれかに該当しますか。
①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。
②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。
③告知日（ご記入日）より過去2年以内に、医師により、下表の「病名・症状一覧（介護）」記載の病状や症状と診断されたことがある。

病名・症状一覧（介護）	
脳血管系の病気等	●脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞（脳血栓、脳塞栓、脳軟化）等） ●脳虚血発作（一過性脳虚血発作（TIA）、可逆性脳虚血神経障害（RIND）等） ●眼底出血（網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等を含む）、外傷性を除きます ●脳動脈瘤 ●脳動脈静脈奇形
心臓系の病気等	●虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞、冠不全等） ●不整脈（心房細動、心房頻拍、期外収縮等を含む）、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます ●心臓弁膜症（僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症等） ●心内膜炎 ●心肥大（心室肥大等） ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤
呼吸器系の病気等	●肺塞栓症（肺梗塞等） ●慢性閉塞性肺疾患（COPD）（肺炎腫、慢性気管支炎） ●塵肺（珪肺症、アスベスト肺症等） ●肺線維症 ●気管支喘息（終診した小児喘息を除きます）
腎臓系の病気等	●慢性腎臓病（慢性腎臓病、慢性腎臓病、IgA腎臓病等） ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患
肝臓系の病気等	●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●ウイルス性肝炎（感染者）を含みます。
筋・骨格系の病気等	●後遺症の残る骨折（上肢の骨折を除きます） ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症
悪性新生物	●悪性新生物（がん、肉腫、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物は除きます） ●脳腫瘍
その他	●糖尿病（インシュリン等の注射剤を投与している場合に限り） ●頭部外傷（後遺障害があると診断された場合に限り） ●膠原病（関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます） ●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎 ●精神障害（アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます） ●知的障害・発達障害（注） ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病（告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）に規定する指定難病を含みます） ●難病情報センターのホームページ（https://www.nanbyou.or.jp）等でご確認いただけます。 ●都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください） ●（注）具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報課「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続加入いただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている場合があります。現在ご加入いただいている契約の加入書証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病・症状群※1については、保険金をお支払いしません。各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページ「健康状況告知書ご記入のご案内」のご契約のしおり（普通保険約款・特約）または「加入書証」に記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。引受保険会社のホームページは、右側のQRコード※2からアクセスいただけます。
※1 お支払対象外となる疾病コードと以上4組の疾病が認められる疾病・症状についても対象外となります。
※2 QRコードは「難病情報センター」の登録商標です。
継続時には、あらためて現在の健康状態等に応じた告知をしていただくことができません。なお、保険期間の中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらためて告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。
<告知の結果、お引受けできる場合>
特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。この場合は、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コード、疾病・症状名（カタカナ）を二重線で削除してください。なお、条件を削除して継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、疾病時点の保険契約の条件で判断することがあります。
<告知の結果、お引受けできない場合>
ご加入を継続いただくことができません。
ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

団体総合生活補償保険（MS&AD型）健康状況告知書質問事項

団体長期障害所得補償保険

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。
- 「親介護補償」または「親の介護による休業補償」にお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する加入内容の変更を伴う方は下記の質問事項にご回答ください。
この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
●下記の質問事項には、介護を受ける方（※1）（特約被保険者または介護対象者）に現時点の健康状況をご確認のうえご回答ください。（※2）また、ご確認方法を選択してください。
（※1）基本部分の被保険者の親御様（姻族を含みます）。をいいます。
（※2）団体総合生活補償保険または団体長期障害所得補償保険の「親介護一時金支払特約」にご加入の場合は、基本部分の被保険者ご本人が介護を受ける方（※1）を代理して、ご回答いただきます。なお、告知時における基本部分の被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。
- 下記質問の回答が「はい」の場合、お引受けできません。ご了承ください。
※病状・症状名が判明しない場合は、病状・症状名が判明するまではお引受けできません。

質問

次のいずれかに該当しますか。
①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。
②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。
③告知日（ご記入日）より過去2年以内に、医師により、下表の「病名・症状一覧（介護）」記載の病状や症状と診断されたことがある。

確認方法

特約被保険者となる方（親御様）へのご確認方法を以下からご選択ください。
（複数に該当する場合は、最も番号の若い（小さい）確認方法に○印をしてください。）
（選択肢） ①対面 ②電話 ③FAX・郵送 ④電子メール等、⑤③以外の通信手段

病名・症状一覧（介護）

脳血管系の病気等	●脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞（脳血栓、脳塞栓、脳軟化）等） ●脳虚血発作（一過性脳虚血発作（TIA）、可逆性脳虚血神経障害（RIND）等） ●眼底出血（網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等を含む）、外傷性を除きます ●脳動脈瘤 ●脳動脈静脈奇形
心臓系の病気等	●虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞、冠不全等） ●不整脈（心房細動、心房頻拍、期外収縮等を含む）、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます ●心臓弁膜症（僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症等） ●心内膜炎 ●心肥大（心室肥大等） ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤
呼吸器系の病気等	●肺塞栓症（肺梗塞等） ●慢性閉塞性肺疾患（COPD）（肺炎腫、慢性気管支炎） ●塵肺（珪肺症、アスベスト肺症等） ●肺線維症 ●気管支喘息（終診した小児喘息を除きます）
腎臓系の病気等	●慢性腎臓病（慢性腎臓病、慢性腎臓病、IgA腎症等） ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患
肝臓系の病気等	●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●ウイルス性肝炎（感染者）を含みます。
筋・骨格系の病気等	●後遺症の残る骨折（上肢の骨折を除きます） ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症
悪性新生物	●悪性新生物（がん、肉腫、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物は除きます） ●脳腫瘍
その他	●糖尿病（インシュリン等の注射剤を投与している場合に限り） ●頭部外傷（後遺障害があると診断された場合に限り） ●膠原病（関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます） ●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎 ●精神障害（アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます） ●知的障害・発達障害（注） ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病（告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）において規定する指定難病を含みます） ●難病情報センターのホームページ（https://www.nanbyou.or.jp）等でご確認いただけます。 ●これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください） ●（注）具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によります。